

平成 31 年

第 3 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会

平成 31 年 3 月 12 日(火)

教育委員会会議録

- 1 招集日時
平成 31 年 3 月 12 日(火) 16 時 18 分～
- 2 招集場所
市役所303会議室 (3階)
- 3 出席委員
教育長 笹山 忠則
教育長職務代理者 末次 龍一
委員 水谷 知子
委員 金澤 精子
委員 大宮 克弘
- 4 欠席委員 無
- 5 出席職員等 米谷教育部長
土肥教育総務課長
大園教育政策係長
- 6 議題及び議事の概要
別紙
- 7 閉会 16 時 40 分

教 育 長

教育長職務代理者

議事録調製者

平成31年3月12日

開議 16時18分

1. 開会

○教育政策係長 大園健朗君

すみません、ちょっと時間が過ぎましたが、ただいまから平成31年第3回教育委員会を開催したいと思います。

教育長、よろしくをお願いします。

○教育長 笹山忠則君

それでは、平成31年度第3回教育委員会付議事項に関しまして、審議をお願いいたします。

本日は臨時の教育委員会ですので、前回会議録の承認、あるいは教育長事務報告というものはございません。それで、直接、本日の議事に入らせていただきます。

2. 議事

(1) 議案第10号 行橋市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

○教育長 笹山忠則君

ここに議事次第がございますが、初めに議案第10号 行橋市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、についてお諮りいたします。

まず、所管から説明をお願いいたします。

○教育部長 米谷友宏君

それでは、お手元の資料に基づきまして、御説明を申し上げます。まず議案第10号 行橋市教育委員会処務規則の一部を改正する規則案につきまして、新旧対照表等、別紙お手元にお配りしております組織図案につきまして、併せて御説明申し上げます。

まず今回の改正につきましては、平成31年4月1日をもちまして、生涯学習課に管理係を、一係増設しようとするものでございます。組織図案の上の段、新のところに黄色で記載しております生涯学習課管理係、そして現在ございます生涯学習係ということで、一係増やそうとするものでございます。

規則案の新旧対照のほうを御覧いただきたいと存じます。

まず、1ページ目、第2条の組織の中でございますが、これも左右対照でございますが、右側が改正前、現在でございます。左が改正後ということで、第2条の表中に生涯学習課の左から2番目の課名の右隣ですね、先ほど申しましたとおり、管理係を一つ追加させていただいています。

続きまして、2ページをお願いします。2ページの第3条2項につきましては、これは今までは右の列にございますように、教育委員会に設置をしております組織につつま

して、役付職員ということで、課の課長及びセンター長等々の役付職員の規定を置いておりましたけれども、全て文字で記載しておりましたので、改正後につきましては、御覧いただきますように、より分かりやすく表を付けることといたしております。

次に、第8条 生涯学習課の所掌事務ということで、現在までは生涯学習係、一係でございましたので、右側の列の(1)から3枚目の(18)までということで、これが生涯学習係全ての業務でございました。ちなみに昨年8月から図書館に関する業務が生涯学習課の事務として増えておりますので、3ページ目の15、16につきましては、昨年8月で、もう既に追加をされております。今回、2係にし、管理係と生涯学習係の2係の体制といたしましたので、現在あります18項目につきまして、それぞれ2係に業務を分担しようとするものでございます。

主には管理係につきましては、資料のア段からコということで、2ページ目に全て記載をいたしておりますが、それぞれ社会教育施設の設置、廃止及び管理運営等々、施設に関する所掌事務が一つ、それとなおかつ直営施設以外の施設につきましては、指定管理者制度を採用しておりますので、その連絡調整に関する事務、あるいは生涯学習課の事務事業の計画の執行等々の、主には管理業務がメインとなっております。

3ページ目をお願いいたします。(2)としましては生涯学習係ということで、こちらにつきましては、主には生涯学習の総合的な計画及び推進、並びに各種講座の企画運営、そして青少年の健全育成に関すること等々、生涯学習課の主に事業部分を推進するための係ということで、管理係に対しましては、主に業務係的な意味合いが強うございます。

先ほど申しました、昨年8月から文化課から移管をされております図書館に関するもの、あるいは視聴覚センター、今回は新しい図書館の中では、あえてセンターという表現をいたしておりませんので、視聴覚教育に関すること、ということで、右の列の16番には、そのまま符合はしておりませんが、視聴覚教育、あるいは図書館等々に関する業務のほうが生涯学習係に分離をされているという状況でございます。

また第11条につきましては、先ほど、第3条第2項に表を追加した旨ご説明いたしましたが、これにより、改正前にございました課長、センター長及び室長をまとめて課長とする表現がなくなっておりますので、この第11条の部分で、同様の文言を追加する改正内容になっております。

以上、今回の係の設置に伴う規則の一部改正をお願いしようとするものでございます。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございました。

ただいま説明をお聞きいただきまして、この件に関しまして、御意見もしくは質問がございましたら、お願いいたします。ありませんでしょうか。

金澤委員、お願いします。

○委員 金澤精子君

個々の仕事、事務内容の旧の改正前と改正後では2項目違うのは、読書活動の推進に関することと、図書館等複合施設運営協議会に関することが改正後に盛り込まれていますね。そして管理と生涯学習係がちょうど10個・10個で分かれてありますが、何かニュアンス的に上の管理系のケとコ、人権政策、男女共同参画というのは、(2)の生涯学習係のほうに入りそうな雰囲気があるのですが、どういう観点でしょうか。

○教育長 笹山忠則君

米谷部長、お願いします。

○教育部長 米谷友宏君

まず、この人権政策に関すること及び18番目の男女共同参画に関することに関しましては、これは生涯学習課に限定されたものではございませんで、これは市が設置をしております課に、必ず各課の全ての施策については、この2項目に関することというのが、常にそれを踏まえながら事務をやるということで、いずれの課にも設置をされております。

また管理係というより、事業なのかということですが、これは主にこれに特化した事業をやっていくということではございませんで、まさに施策の根底となるものということ踏まえまして、今回は管理係のほうで全体的な庶務というか事務をつかさどる担当係ということで、そちらのほうに加えさせていただいております。

また先ほど少し私が申し上げました内容で少し不備がございまして、視聴覚センターの運営に関することというのは、実はコの欄にもございます。これがまだ残っている背景といたしましては、現在のところコスメイト行橋の中に図書館、また視聴覚センターがございまして、ということで、まだこの部分はコの業務を残しておりますけれども、32年4月以降、来年の4月以降になりますと、先ほど申し上げましたコスメイト行橋内に設置をしております図書館及び視聴覚センターというのがなくなりまして、新たに図書館等複合施設が開館されます。ということで今のところ、まだコの欄がこのまま新のほうに入れておりますけれども、コの欄につきましては、新たな施設が開館いたしますと、この表記のほうは図書館等複合施設の運営に関すること、というふうに、また再度、来年度に向けまして所要の改正をさせていただくこととしております。以上でございます。

○委員 金澤精子君

分かりました。

○教育長 笹山忠則君

今の説明で、お分かりいただけましたでしょうか。

(「はい」の声あり)

他に御質問等はございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

そうしたら、この改正に関しまして御審議いただきましたので、これを承認いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。御承認いただきました。

(2) 議案第11号 行橋市教育委員会処務規則の臨時特例を定める規則(案)について

○教育長 笹山忠則君

では、議案第11号に移らせていただきます。行橋市教育委員会処務規則の臨時特例を定める規則について。これも担当に説明をお願いします。

○教育部長 米谷友宏君

それでは、米谷のほうから、引き続き議案第11号につきまして、御説明を申し上げます。資料の様式といたしましては、先ほどと同じように組織図案の部分、新旧と、あと改正前、後の対照表の二つを使って御説明を申し上げます。

今回の処務規則の特例を定める規則案につきましては、組織図案にございますように、生涯学習課に先ほど御了解いただきました生涯学習課管理係と生涯学習係の2係体制に、この特例に定める規則の中では、さらにもう一つ、中央公民館を設置しようとするものが主な内容となっております。

それでは、新旧対照表によりまして御説明を申し上げます。5枚物の資料のまず1ページ目、第2条の組織の表でございますけれども、31年4月1日をもちまして、先ほどの議案第10号ということの規則改正が施行されますので、通常の係といたしましては、生涯学習課は右の欄のように管理係と生涯学習係でございます。同日付をもちまして、1年間の特例を設けようとするものが今回の議案第11号でございますが、併せまして生涯学習課の中に中央公民館を設置しようとするものでございます。

今回の中央公民館の設置に当たりましては、市の組織としての位置づけを行います関係から、この設置に加えまして、それぞれの所要の改正が生じてまいります。

2ページをお願いいたします。まず第3条の役付職員の欄でございますけれども、現在、教育部に設置しております各課におきましては、課長、センター長、室長、係長等の役付職員を配置しておりますけれども、今回の特例により中央公民館を設置いたします関係から、中央公民館におきます役付職員として館長を設置いたします。そのための改正が第3条第2項の表中の欄でございます。

次に3ページをお願いします。3ページの下から2行目に現行の管理係、生涯学習係に加えまして、中央公民館の所掌事務、取扱う事務を規定しようとするものでございます。

まずアの欄といたしまして、中央公民館の運営に関する事、そして4ページ目をお開きください、イの欄としまして中央公民館の使用許可及び使用料の収受に関する事、以上2点につきまして、中央公民館で職員が行う事務を規定しようとするものでございます。

また5ページ目でございますが、職務という規定が11条にございます。その内、11条第4項につきましては、それぞれ職員に関します、事務処理に関しましての職務内容を付けておりますが、今回、館長職を先ほどの条の中で追加をいたします関係から、上から2行目の列ですけれども、現状では係長は上司の命を受け当該係の事務を掌理し、という欄に改めまして、館長を加えております。係長及び館長は上司の命を受け当該係の事務ということで、但し書きで括弧書きで付けておりますけれども、館長に当たっては中央公民館の事務を掌理し、ということで、館長が行う事務は中央公民館の事務ですよ、というかたちの部分を、一文、今回の設置に当たりまして追加をさせていただいております。

今回のこの特例を定める規則につきましては、先ほどの処務規則と同日付で本年4月1日より施行させていただきまして、31年度に限って生涯学習課に中央公民館という部署、主たる事務を行う場所として中央公民館を規定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。先ほどの第10号の改正に伴いまして、この臨時特例を定めるかたちになっております。

教育委員会といたしましては、全て規則を定めることが仕事の一部でございまして、また法規を明確に定めなければ実際には仕事できませんので、こういうかたちで提案させていただいております。

一見煩雑そうで申し訳ありませんが、規則はきっちりと決めておかないと事務局のほうで仕事できませんので、申し訳ありませんが御了承いただきたいと思っております。

では、これで11号のほうも御承認いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。では11号も御承認をいただきました。

3. その他

○教育長 笹山忠則君

それでは、その他に移らせていただきます。

その他で、何かございますか。

(「ありません」の声あり)

委員の皆様方から、その他で何かございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、本日の議事はこれで終了いたしました。

ありがとうございました。

閉会 16時40分